



かしま 市議会だより

No.28

KASAMA

2013.2.21



県下中学校交歓笠間市駅伝大会
笠間芸術の森公園（H 25.1.20）

CONTENTS

平成24年第4回定例会

■ ■	提出議案等の審議結果……	3	■ ■
■ ■	正副議長あいさつ……	4	■ ■
■ ■	常任委員会の紹介……	5	■ ■
■ ■	各種委員会等の構成……	6	■ ■
■ ■	審査の経過……	7	■ ■
■ ■	一般質問……	8	■ ■

笠間市空き家等の適正管理に関する条例、 平成24年度補正予算などを可決

平成 24 年第 4 回笠間市議会定例会が、12 月 4 日から 18 日までの 15 日間の会期で開催されました。初日の 4 日は、会期の決定、請願陳情の委員会付託、提出議案の説明と議案の一部について採決が行われました。6 日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案を付託しました。10 日と 11 日に常任委員会を開催し、付託案件の審査を行い、13 日、14 日、17 日の 3 日間は、10 人の議員が一般質問を行い活発な議論が交わされました。最終日の 18 日は、各委員長からの議案等の審査結果報告を受け、討論、採決、追加議案の審議が行われました。その後、正副議長選挙や各常任委員会委員の選任などが行われ、笠間市議会の新人事を決定し、全日程を終了し閉会しました。

平成 24 年第 4 回定例会会期日程

	月 日	曜 日	会 議	議 事	傍 聴 者
①	12月4日	火	本会議	開会 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）	3 名
②	5日	水	休 会	議案調査	
③	6日	木	本会議	議案質疑・委員会付託	
④	7日	金	休 会	議事整理	
⑤	8日	土	休 会		
⑥	9日	日	休 会		
⑦	10日	月	休 会	常任委員会（総務・土木建設）	
⑧	11日	火	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）	
⑨	12日	水	休 会	議事整理	
⑩	13日	木	本会議	一般質問	21 名
⑪	14日	金	本会議	一般質問	29 名
⑫	15日	土	休 会		
⑬	16日	日	休 会		
⑭	17日	月	本会議	一般質問	26 名
⑮	18日	火	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 正副議長選挙 常任委員会委員の選任 議会運営委員会委員の選任 一部事務組合議会議員選挙 農業委員会委員の推薦 閉会	6 名

第 4 回定例会 提出議案等の審議結果

議案番号等	議 案 名 等	審議結果
陳情第 23-4 号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情書	採 択
陳情第 24-8 号	家族従業者の人権保障のため「所得税法第 56 条の廃止をもとめる意見書」採択についての陳情書	不 採 択
諮問第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意 ★
委員会提出議案第 3 号	笠間市議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決 ★
委員会提出議案第 4 号	笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
委員会提出議案第 5 号	笠間市議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
報告第 14 号	専決処分承認を求めることについて（平成 24 年度笠間市一般会計補正予算（第 6 号））	原案承認 ★
議案第 81 号	笠間市防災会議条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 82 号	笠間市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 83 号	笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 84 号	笠間市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 85 号	笠間市東日本大震災復興交付金基金条例について	原案可決
議案第 86 号	笠間市空き家等の適正管理に関する条例について	原案可決
議案第 87 号	笠間市都市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 88 号	笠間市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について	原案可決
議案第 89 号	笠間市営住宅等整備の基準に関する条例について	原案可決
議案第 90 号	笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 91 号	笠間市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について	原案可決
議案第 92 号	指定管理者の指定について（笠間市地域福祉センター）	原案可決
議案第 93 号	指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターともべ）	原案可決
議案第 94 号	指定管理者の指定について（笠間市障害者福祉センターいわま）	原案可決
議案第 95 号	指定管理者の指定について（笠間市福祉センター「いわま」）	原案可決
議案第 96 号	指定管理者の指定について（笠間市総合公園、石井街区公園）	原案可決
議案第 97 号	指定管理者の指定について（笠間市民体育館）	原案可決
議案第 98 号	指定管理者の指定について（笠間市笠間武道館）	原案可決
議案第 99 号	指定管理者の指定について（笠間市岩間海洋センター）	原案可決
議案第 100 号	指定管理者の指定について（笠間市岩間総合運動公園）	原案可決
議案第 101 号	平成 24 年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号）	原案可決
議案第 102 号	平成 24 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 103 号	平成 24 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 104 号	平成 24 年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 105 号	平成 24 年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
議案第 106 号	平成 24 年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
議案第 107 号	平成 24 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 108 号	平成 24 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 2 号）	原案可決
議案第 109 号	動産購入契約の締結について（笠間学校給食センター配食用器具類購入）	原案可決
議案第 110 号	笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて	原案同意
委員会提出議案第 6 号	「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について	原案可決

★ 12/4 議決、その他 12/18 議決

笠間市議会の新体制がスタート

平成 24 年第 4 回笠間市議会定例会最終日の 12 月 18 日に、正副議長をはじめ、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、議会だより編集委員会委員、一部事務組合議会議員などが選出され、笠間市議会の新人事が決まりました。

正副議長あいさつ



副議長
藤枝
浩



議長
小蘭江
一三

市民の皆様には、日頃より市議会活動並びに市政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

笠間市は、合併して七年が経過し、街づくりの根幹である幹線道路の整備が進み、各種産業の振興を図り、地域経済の活性化を目指すと共に、次世代育成支援事業である児童館の開設、岩間駅東西自由通路と橋上駅舎の完成による利便性の向上など、新市のまちづくりに努力しているところでございます。

今後も、行政への積極的な提言をすると共に、市民の皆様が安心・安全に暮らせるまちづくりに傾注し、地域の特色を生かした発展に努めていく所存でございますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。正副議長就任の挨拶といたします。

副委員長



橋本 良一

委員長



小磯 節子

産業経済委員会

商工業、農林業、畜産業、農地等に関するものを審査、調査します。



蛸澤 幸一



畑岡 洋二



鈴木 貞夫



鈴木 裕士

副委員長



飯田 正憲

委員長



海老澤 勝

総務委員会

市の財政に関することや、消防、市税、総合計画、情報政策等に関するものを審査、調査します。



藤枝 浩



野口 圓



柴沼 広



町田 征久

副委員長



上野 登

委員長



西山 猛

土木建設委員会

道路、河川に関することや、都市計画、都市施設、上下水道等に関するものを審査、調査します。



中澤 猛



鹿志村清一



石崎 勝三



大関 久義

副委員長



横倉 きん

委員長



萩原 瑞子

文教厚生委員会

学校、社会教育に関することや、福祉、市民活動、環境衛生等に関するものを審査、調査します。



石松 俊雄



石田 安夫



小園江一三



市村 博之

各種委員会等構成名簿

議会運営委員会

委員長	蛸澤 幸一
副委員長	横倉 きん
委員	橋本 良一
委員	野口 圓
委員	西山 猛
委員	石松 俊雄
委員	大関 久義
委員	柴沼 広

議会だより編集委員会

委員長	鹿志村清一
副委員長	畑岡 洋二
委員	橋本 良一
委員	鈴木 貞夫
委員	西山 猛
委員	町田 征久

監査委員

委員	柴沼 広
----	------

茨城県後期高齢者医療広域連合議会

議員	町田 征久
----	-------

農業委員会

委員	町田 征久
----	-------

笠間市社会福祉協議会

理事	萩原 瑞子
評議員	横倉 きん

国民健康保険運営協議会

委員	鈴木 裕士
委員	萩原 瑞子

笠間市地域公共交通会議

委員	小蘭江一三
----	-------

資料館運営委員会

委員	市村 博之
----	-------

笠間市防災会議

委員	小蘭江一三
----	-------

笠間地方広域事務組合議会（斎場）

議員	畑岡 洋二
議員	橋本 良一
議員	飯田 正憲
議員	鹿志村清一
議員	蛸澤 幸一
議員	横倉 きん

関係市町：笠間市（6人）水戸市（2人）城里町（2人）

筑北環境衛生組合議会（し尿処理）

議員	畑岡 洋二
議員	石田 安夫
議員	蛸澤 幸一
議員	鈴木 貞夫

関係市：笠間市（4人）桜川市（4人）筑西市（2人）

笠間・水戸環境組合議会（ごみ処理）

議員	野口 圓
議員	石松 俊雄
議員	海老澤 勝
議員	上野 登

関係市：笠間市（4人）水戸市（2人）

茨城地方広域環境事務組合議会（し尿処理）

議員	西山 猛
議員	大関 久義
議員	柴沼 広
議員	石崎 勝三

関係市町：笠間市（4人）水戸市（3人）小美玉市（3人）茨城町（3人）

高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画策定委員会

委員	横倉 きん
----	-------

笠間市民生委員推薦会

委員	萩原 瑞子
委員	小蘭江一三

茨城中央地域農業振興協議会

委員	小磯 節子
----	-------

農政推進協議会

委員	畑岡 洋二
----	-------

農業再生協議会

会員	蛸澤 幸一
----	-------

農産品ブランド化推進協議会

委員	橋本 良一
----	-------

（財）笠間市開発公社

理事	石田 安夫
理事	蛸澤 幸一
監事	萩原 瑞子
評議員	畑岡 洋二
評議員	鈴木 貞夫

都市計画審議会

委員	鈴木 貞夫
委員	町田 征久
委員	大関 久義
委員	市村 博之

下水道審議会

委員	野口 圓
委員	鈴木 裕士
委員	鈴木 貞夫

水道運営審議会

委員	飯田 正憲
委員	鹿志村清一

環境審議会

委員	石松 俊雄
委員	横倉 きん

笠間市交通安全対策協議会

委員	小磯 節子
委員	中澤 猛

行政改革推進委員会

委員	飯田 正憲
----	-------

男女共同参画審議会

委員	横倉 きん
----	-------

農業振興地域整備促進協議会

委員	鈴木 裕士
----	-------

都市計画道路再検討委員会

委員	西山 猛
----	------

スポーツ推進審議会

委員	石田 安夫
----	-------

平成 24 年度補正予算などを審査しました。（常任委員会）

今期定例会では、平成 24 年度の補正予算など 36 件の議案等と陳情 4 件の審査を行いました。
ここでは、各常任委員会での審議を中心に審査の経過と結果をお知らせします。

総務委員会

- 開催日 12 月 10 日
- 審議議案等 議案第 81 ～ 85 号 議案第 101 号 陳情第 23-4 号 陳情第 24-8 号
- 出席を求めた部署 消防本部（総務課・警防課・通信指令課）秘書課、企画政策課、行政経営課
総務課、笠間支所・岩間支所地域課、財政課、税務課、監査委員事務局、議会事務局
- 質疑・意見等 防災会議の開催状況、区長報酬の改正内容、新しいデマンド交通システムの内容など
- 審査結果 議案第 81 ～ 85 号 原案可決（全員賛成） 議案第 101 号 原案可決（全員賛成）
陳情第 23-4 号 採択（賛成多数） 陳情第 24-8 号 不採択（賛成少数）

土木建設委員会

- 開催日 12 月 10 日
- 審議議案等 議案第 87 ～ 91 号 議案第 101 号 議案第 104 ～ 106 号 議案第 108 号
- 出席を求めた部署 水道課、下水道課、建設課、管理課、都市計画課、まちづくり推進課
- 質疑・意見等 都市公園条例の改正について、都市公園の設置基準など
補正予算では、道路新設改良費と公有財産購入費の減額、基本構想策定の計画区域、
長寿命化計画業務委託料の減額、高料金対策補助金の算出方法など
- 審査結果 議案第 87 ～ 91 号 原案可決（全員賛成） 議案第 101 号 原案可決（全員賛成）
議案第 104 ～ 106 号・議案 108 号 原案可決（全員賛成）

文教厚生委員会

- 開催日 12 月 11 日
- 審議議案等 議案第 86 号 議案第 92 ～ 103 号 議案第 107 号 議案第 109 号
陳情第 24-6 号 陳情 24-7 号
- 出席を求めた部署 市民活動課、市民課、環境保全課、社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課、
保険年金課、健康増進課、市立病院、学務課、生涯学習課、笠間図書館、
友部図書館、友部公民館、スポーツ振興課
- 質疑・意見等 空き家の適正管理に関する条例に基づく所有者の責務、実態調査運営内容
補正予算では、緊急雇用創出事業概要、幼稚園就園奨励費補助金の対象者及び利用など
- 審査結果 議案第 86 号 原案可決（全員賛成） 議案第 92 ～ 103 号 原案可決（全員賛成）
議案第 107 号・議案 109 号 原案可決（全員賛成）
陳情第 24-6 号・陳情第 24-7 号 継続審査（全員賛成）

産業経済委員会

- 開催日 12 月 11 日
- 審議議案等 議案第 101 号
- 出席を求めた部署 農政課、農村整備課、商工観光課、農業委員会
- 質疑・意見等 担い手対策強化促進事業補助金の状況、いばらき木づかい環境整備事業での地場産材
の活用、愛宕山周辺道路の管理状況と植栽管理委託料の内訳など
- 審査結果 議案第 101 号 原案可決（全員賛成）



鹿志村清一議員

秋葉原—笠間間の高速バス運行の乗り入れについて

利便性向上のため、友部インター付近に停留所を

問

①高速バス再開の要望が市長・議長から事業者へされていた。笠間市の観光・産業への誘客に高速バスを利用した企画の提案が必要ではないか。②行政はバス乗車率の向上を図り、事業者の期待に応えるべきではないか。③高速バス維持のための補助金の必要性について。

答 産業経済部長

①臨時バス「菊まつり」号は十分に利用されたとは言いが、PR効果、新たな課題の発見があったことから、関係機関と協議しながら産業面の活動を推進していきたい。

答 市長公室長

②通常料金で激減した乗客数が、12月から往復2500円に改定したことで増加傾向に転じた。持続可能な公共交通となる

よう、行政として広報媒体を通じて広く市民に周知し、公共交通の利用促進・安定化を図る。

③バス会社は採算性を見込んで高速バスを運行している中で、運行継続に向けた連携支援はするが、補助金は考えていない。

問

①商工関係、各種団体との調整会議に、年一、二回でもバス事業者と同席を求めて意見を聞く必要があるのではないかと。②運賃の補てんをしたのに乗車率向上に結びつかなかった菊まつり号の例に学び、年間を通してどういった方向性と企画で運賃の助成をするか、考えを聞きたい。笠間発見伝の運営についても伺う。友部インター付近の遊休地を市が借り上げ、駐車場兼高速バスの停留所を設置することを検討できないか。

答 産業経済部長

①情報交換の機会をつくることは必要なので、市も支援・推進する。②③拙速でPR不足だった菊まつり号の教訓を生かし、来年に向けて考える。現行の笠間発見伝のプランは朝9時40分笠間市内出発の日帰りプランになっており、高速バスの運行時刻には対応で

きないため、隣接市町との「いばらき三遊記」などでの活用を検討したい。

答 市長公室長

②遊休地を借り上げの件は、高速バス運行再開時にバス事業者と事前協議をしたが、地形の問題等があり、実現していない。今後茨城交通と協議し、停留所、駐車場の設置が可能か、検討したい。

問

リピーター客確保のために、バスの往復利用券をキャンペーンの景品に使うように関係機関に働きかけるのも市の役割ではないか。

答 産業経済部長

バス往復券の景品利用については、市として提案や十分な話し合いをしていきたい。



高速バス停留所設置が望まれる友部IC付近

笠間市内のトイレ施設のあり方について

地場産材を利用した簡易トイレの設置を

問

①市内ハイキングルート等でのトイレの整備あるいは簡易ブースの整備を考えてはどうか。②わかりやすいトイレ箇所案内表示。③関係諸団体によるトイレに関する意見交換会を開催したらどうか。

答 産業経済部長

①主要ハイキングルートの入り口には既にトイレが整備されている。増設は景観、維持管理等の問題から困難であること、森林所有者である県と国との協議が必要になる。②愛宕山ルートは危険箇所や道標などの再検討の際にトイレマークを表示す

る。市全体の新たなパンフレット作成時にはトイレ表示を加える。

③毎月1回開催している商工観光関連団体連携会議で十分協議する。

問

①山間地の中に、笠間の間伐材を利用した簡易トイレを設置することを考えてはどうか。

答 産業経済部長

①トイレの設置は維持管理経費等の問題があるので、関係機関との協議、利用者の声を聞いて検討したい。道標等の設置には笠間の間伐材を利用するように留意する。

住宅市街地内道路の路面改修について

本市における道路の維持管理は

問

①松山団地内では路面の傷み、ひどいクラックがふえているが路面改修はどう考えているか。②センターラインなど停止線などの改修をどのように考えているか。

答 都市建設部長

①道路の維持管理はパトロールや区長要望等により危険箇所、路面の補修箇所を把握している。路面の補修は舗装経過年数に関係なく、路面の損傷状況

に応じて舗装の全面改修や部分的修繕工事を実施している。松山団地では舗装盤の傷みは少ないことから、傷みの激しい箇所の補修を随時実施していく。②国道355号から友部高校までの通りで視認性が劣る区間の路面標示の改修を実施していく。

国民健康保険の改善について

一般会計からの繰り入れで重い国保税に手厚い軽減措置を



横倉きん議員

問 ①合併後の国保税の滞納世帯が二割を超えている、市税を含めた国保税の滞納者の差し押さえ件数と金額の推移。②国保税滞納世帯の医療施設の利用状況。③国保税、住民税など税額の所得に対する割合、滞納世帯の可処分所得、差し押さえ後の生活、差し押さえるの判断基準。

答 保健衛生部長

①国保税を含めた市税全体の滞納者の差し押さえ件数と金額は、平成18年度は33件で5877万9千円、19年度は47件で2711万2千円、20年度は70件で3015万8千円、21年度は201件で7282万8千円、22年度は461件で1億6797万9千円、23年度は382件で2億6187万1千円。

円。②国保税、住民税などの税額の所得に対する割合は、40代夫婦、子ども2人の4人家族を前提とすると、給与収入400万円、所得260万円の世帯で、24年度で、国保税は年額47万4600円、住民税は11万3600円、合計で58万8200円で、給与収入に対する割合は14・7%になる。23年度は、同様の計算で、国保税が45万1900円、住民税が4万4300円、合計で49万6200円、給与収入に対して12・4%。24年度との比較で9万2000円の増となった。主要因は住民税の年少扶養控除がなくなったことによる。③滞納世帯の可処分所得、差し押さえ後の生活は把握していない。差し押さえは、督促状の発送、その後催告書送付、次に財産調査、差し押さえという順で行っている。

問

①滞納世帯が2割に上る状況を市として改善する意思はないのか。短期保険証、資格証明書を廃止し、正規の保険証を交付すべきではないか。

答 保健衛生部長
何らかの事情で即全額納税できない場合は納税相談で対応している。国保税は法律に基づく制度であり、市ができることは、健康づくりで医療費を抑制すること、完納者を考慮し、徴収率の向上のために滞納処分を積極的にやることと考える。公平性の確保、納税意識の向上のため、未納者には短期保険証、資格証明書の発行で接触機会をふやし、適切に対応する。

問

憲法25条は健康で文化的な生活を送る権利を保障している。保険税軽減のため、自治事務として一般会計から法定外の繰り入れを増やすとともに、滞納者にもまた、一般の保険証を交付すべきではないか。

答 保健衛生部長

納税は義務で、低所得者には7割・5割・2割軽減とさまざまな軽減制度がある。24年度は国保税負担緩和分として8000万円を繰り入れる予定であり、受益者負担の原則から法定外繰り入れをこれ以上やす考えはない。

笠間市健康づくり計画の推進について

定期健診に歯科検診を取り入れては

問 定期健診時に歯科医師会へ協力を求め、歯、口腔検診を実施すべきではないか

答 保健衛生部長

歯周病疾患検診は40歳から70歳を対象に、500円の自己負担で実施している。健康診査での同時実施は検診時間が30分かかること、歯科専用のユニットが必要なこと、受診希望者がかかりつけの歯科医を希望することが多いため、歯科診療所の個別検診が望ましい。

問

500円の自己負担で歯周病疾患検診を実施していることを

東海第二原発の再稼働問題について

スリーマイル島の原発事故の教訓を学ぶべきでは

問 福島原発事故後の状況は深刻であり、多面的に悪い影響を与えている。東海第二原発再稼働で過酷事故が起きれば100万人近い住民が避難を強いられる。避難は、不可能ではないか。東海第二原発の再稼働の中止を求めるべきではないか、市長の見解を伺う。

答 市長

本年、既に3回の定例会で答えているのと同じ回答になるが、再稼働するまでの手法やプ



笠間市健康づくり計画

もつとPRしてほしい。
答 保健衛生部長
健康カレンダーに既にPRは入れているが、さまざまな形でPRに努める。

問

東海第二原発30キロ圏内に居住する約100万人が移動するのは現実的に難しいと以前に答えている。

答 市長

街灯のLED化について

行政区管理の防犯灯も、リース方式によるLED化検討を



石田安夫議員

問 ①市管理の街路灯と区管理の街路灯それぞれの数と、1年間の管理費及び設置費。②街路灯のLED化により、管理費の低減が図れないか。③市管理の街路灯をリースによりLED化すべきと思うが、市の考え方を伺う。

答 市民生活部長

①今年度11月末現在の防犯灯（街灯）の設置数は、市管理のものが1367基、行政区管理のものは7109基。1年間の管理費は、市の管理費は電気代と修繕費合わせて590万円、行政区管理の防犯灯は、電気代で約2400万円程度。また、今年度の設置費は、市管理のものは、新設13基、蛍光灯型や水銀灯からコンパクト型に交換するものが71基で約270万円、行政区管理のものは、新設112基、コンパクト型に交換するものが268基で約1100万円の設置費がかかり、市は1基当たり設置費の三分の二、1万6000円を限度として補助を行うので、今年度の補助総額は700万円となる予定。②市管理、行政区管理の防犯灯ともに32ワットのコンパクト型が多く、1基当たり設置費で約2万4000円、電気代は1年間で3360円、寿命は約3年。LED型は10ワットで設置費は約3万円と高いが、電気代は1年間で約1650円、寿命は約15年なので、LED型は設置費で2割程度高くても、電気代が安く、寿命が長くて交換費用がかからないため、管理費の低減が図られると考える。③市管理の防犯灯のLED化を図るには、市が10年の長期計画で工事を行う方法、一括リース方式、ESCO事業の三つがある。（ESCO事業とは、民間の企業活動として、システムや設備の提案から設置、維持管理まで企業側が包括的にサービスを提供し、省エネルギー量の保証契約を結ぶ方法）市が10年間でLED化をするには約8200万、一括リース方式では約7600万円が

見込まれる。ESCO事業を含め、LED化事業の課題や費用などを詳細に検討していく。行政区管理の防犯灯は、管理はそれぞれの行政区なので、市管理のものと一緒に事業を進めるのは難しい部分が多々ある。

問 区管理のものをどうしていくか、試算を出すなり、区長会で諮って検討してもらえないか。

答 市民生活部長

リース方式は市の分について最近、検討を始めたばかりであり、現段階では区長にも話して

いない。検討の課題は認識しているが、現段階ではすぐできるか否かは回答できない。



電柱に設置された共架式LED防犯灯



LED化された防犯灯



産業立地、主として加工産業の立地について

企業誘致に向けて積極的な体制づくりを



鈴木裕士 議員

問 ①笠間市に産業を誘致するのに何がネックか、何をブラスすべきか。②過去1年間で企業誘致のために訪問した企業数、同一企業を訪問した回数を伺う。③産業経済部長の第三者的観点から見た企業誘致に関する考え方を伺う。

答 都市建設部長 ①笠間市が所有する立地可能な工業団地はなく、県有地が民有地しかない。県有地で誘致可能な工業団地は茨城中央工業団地のみである。畜産試験場跡地の活用を含め、引き続き県と連携し、早期企業立地に向けて努力する。また、岩間インター周辺の安居・押辺地区の工業地帯内の区画道路2号線の整備を進めるほか、本市独自の企業立地の助成制度として今年度は地元新規雇用に対する補

助制度を創設した。今後は緑地率の緩和を検討する。②新規企業へは13社、同一企業へは7社、延べ67回訪問した。

答 産業経済部長

③北関東自動車道の沿線に企業を誘致するには、県レベルでの戦略、積極的な取り組みが必要だと考える。国内企業を誘致すると同時に、国外にも目を向けて企業誘致を行うという観点もあり得る。

問 企業誘致推進室は都市建設部に置かれ、担当者2名体制でやっているが、部に昇格し3倍以上に増員して積極的な誘致体制をつくるべきではないか。また、今年度の進出企業5社の業種、雇用人数、設備投資額等を

伺う。

答 市長公室長

24年4月に企業誘致推進室を企画政策課から都市建設部に組織したのは、企業誘致に伴う条件整備の対応を部内で連携して一体的に行う体制づくりのため、対外交渉にあたる役職等を考慮し、担当者2人を配置した。今後も本体制でより積極的に企業誘致の推進を図る。

答 都市建設部長

新規企業の4社の内訳は、製造業3社、流通業1社で、雇用人数は4社合計で1300人程度。設備投資額は工事が未完了であり、企業の個別情報のため、市では把握していない。

市民税と国民健康保険税の納付状況について

収納率向上の施策と実施について

問 ①平成19年度から23年度までの市民税と国保税の収納率は悪化し、茨城県44市町村の中で、全国比較でも最低位置にランクしている。この現実をどのように考えているか。②以前に公表された収納率向上の諸施策は実施されたのか。③低徴収率に対し国のペナルティーはあるのか。

答 市長

①19年度以降、税の徴収率が

対策を進める。

答 総務部長

②職員1人当たりの差し押さえ実施件数は県内10番目であり、やるべきことをやらなかったわけではない。水戸県税事務所との合同滞納整理及び茨城県税務職員との人事交流、差し押さえ等の滞納処分の強化、笠間市単独による会場公売、コンビニ収納の実施等行ったが、不動産公売、搜索差し押さえなど滞納処分等の実績は少ないと考える。③国のペナルティーはない。

問 納税対策室を含む税務課職員としての勤続年数は平均1年6カ月で、人事異動のサイクルが短すぎ、職員の無責任体質をつくっているのではないか。長崎県平戸市は財政危機宣言を受け、本格的な収納対策に取り組み、徴収率が劇的に改善した。過去3年の滞納処分と搜索の件

数を再度伺う。

答 総務部長

税務職としての勤務通算年数は平均4年7カ月であり、異動により税務職の経験を生かせるメリットがあることから、一定期間での人事異動は必要である。過去3年間の差し押さえ等滞納処分件数は、平成21年度は201件、22年度は461件、23年度は震災の影響で全県で差し押さえを自粛したため382件、24年度は11月末現在で347件行った。

問 徴収率で県内の上位10位以内に入るために、今後の具体的な方策は何か。

答 総務部長

市民の納税意識の高揚を図るために、引き続き財産調査による適正な滞納処分、自主納付の推進、搜索等による不動産の差し押さえ、公売を強化、継続していく。



納付は、便利な口座振替で!!

健康都市宣言にふさわしい環境対策について

市民が安心・安全に暮らせる生活環境を



鈴木貞夫 議員

問 ①平成25年3月に制定するとして原子力災害対策計画の進捗状況を伺う。②茨城県は3月に原子力防災計画を策定すると聞くが、議員にも素案を早く示し、説明してほしい。

答 総務部長

①原子力規制委員会は12月12日に原子力災害対策指針の補足参考資料として、市町村を対象とした地域防災計画、原子力災害対策編作成マニュアルを公表したので、早急に県及び隣接自治体と計画の確認作業に入る。②スケジュール的には遅れ気味だが、3月までに計画策定を進めていきたい。

答 市長

原子力の諸問題は非常に高度な専門的知識と見解を必要とするの

で、国と県の方針に基づいて対応をしている。原子力規制委員会の方針が出ないと、県・市も動きようがないのが実状である。

問 1年前に実施した市内全域400数十ヶ所の放射線量の測定を今後も継続し、基礎的データとして把握すべきではないか。

答 総務部長

放射線量は、平成24年7月時点では、3割以上低下している状況で長期にわたり安定した測定値で推移しているため、改めて市内全域での放射線量の測定は必要ないと判断する。市内43カ所の空間線量は今後も継続して測定する。

問 原子力の過酷事故が発生した場合に、放射線量がどう推移するか見るために、全市的測定を年1回ぐらいやって市民に示す必要があるのではないか。市長の見解を伺う。

答 市長

環境省の基準では、地上1メートルでの測定を笠間市は50センチとより厳しく測定し、長期的な測定の中で3割減という実態があるので、43カ所測定を週1回に減らした。この測定は今後も継続する。

問 ①汚染土壌は土のう袋に入れた後、一定の保管容器に入れ

る必要があるのではないか。②土のう袋は耐久性がなく、市街地の人は汚染土壌の置き場に窮している。高濃度汚染土壌の処理法は市が責任を持って早急に指示してほしい。

答 総務部長

①個人の敷地内の除染で発生した汚染土壌は土のう袋に入れ、敷地内に穴を掘り、ブルーシート等で養生して埋設、覆土して処理、または敷地内の一角にブルーシートで覆い、一時保管するようお願いしている。②笠間市は、空間放射線の測定結果から、面的な除染の必要はなく、必要により除染する場合は環境省が定める「除染関係ガイドライン」に基づき除染作業を行い、発生した土壌は適切に保管をお願いしている。

問 ①今だに市内から県外へ避難し戻れない子どもがいる。中学生までの健康対策について。②新聞で報道された安定ヨウ素剤を配布しない方針を決めた経緯を伺う。

答 保健衛生部長

①笠間市に住民票を残したまま他の地域で暮らす市民は、現時点で5世帯5人で、子どものいる世帯は1世帯1人と市は把握している。国の航空モニタリング調査、市が測定している空間放射線量の調査結果から、市

民の日常生活は普段と同じで差しつかえないと判断している。

②安定ヨウ素剤に関する新聞報道は、10月下旬に共同通信社が実施した防災計画のアンケートから報道されたもので、単にヨウ素剤を配布しないという方針ではない。

問 ①牛久市や取手市では高校生まで健康診断を行っている。笠間もやるべきではないか。②ヨウ素剤は市内の医師会とも相談し、設置の是非を検討してもらいたい。

答 保健衛生部長

①笠間市内はすべて安全な場所であり、市民の日常生活は普段と同じで差しつかえないと判断しているため、健康調査の実施は考えていない。②安定ヨウ素剤の配布の具体的な内容はいま検討段階であり、26日の県の会議以降、議論して定めたい。

答 市長

ヨウ素剤の配布は課題が非常に多いため、国と県の方針を受けてしっかりと対応する。

問 エコフロンティア

かさまへ放射性廃棄物を搬入している市町村名、総量、放射性物質の平均濃度、作業員の

健康対策を伺う。

答 市民生活部長

石巻市からの災害廃棄物は8月30日から11月末までに可燃物477t、不燃物4093t、合計4570t受け入れた。平均放射性物質濃度は19・3ベクレル/キログラム。県内自治体は24年11月末までに16団体から総量2万3887tが搬入され、平均放射性物質濃度は1197ベクレル/キログラム。作業員の健康対策には粉塵対策として作業員に防塵マスクの携行、処分場における定期散水などの対策に努めている。外部飛散防止対策に努めるよう事業団に定期的に申し入れていく。



エコフロンティアかさまに搬入される石巻市の災害廃棄物

総合計画3カ年実施計画について

計画の成果とその反映について



西山 猛 議員

問 ①計画の趣旨を明確にし、全市民にわかりやすい形で説明を。②前総合計画との相違点は何か。③主な事業の評価方法。④平成25年度の重点施策「健康都市かさま」の理想の姿とはどのようなものか。

答 市長公室長

①市が目指すべき将来像「住みよいまち、訪れてよいまち、笠間」の実現に向けて、基本構想に掲げる6つの政策や後期基本計画に掲げる49の施策の内容を具体的に、取り組みを明確に示し、予算編成や事業実施の指針とすることを趣旨としている。各施策の目標実現に向けて214事業を採択の上、体系的に整理し示した。②重点視点として掲げた「健康都市づくり」「防災力向上」「地域の活性化」を強く意識し、各施策の目標達

成のため、貢献度や有効性、効率性のより高い事業を採択する評価基準を設け実施した。③基本構想・計画との整合性、3つの重点視点、社会経済情勢の変化や市民ニーズに対応する必要性と緊急性、行政評価事業事業評価の結果の反映、49施策の目標達成に向けた貢献度、事業所管部の優先度の6評価項目に基づき点数評価を行い、重点的・優先的に予算配分する214の主な事業を本計画に掲載している。

答 保健衛生部長

④「健康都市かさま」はすべての市民が生涯健康やかに暮らしていくことを目指し、個人の健康づくりに必要な運動や栄養など7つのテーマと、安心できる医療の確保、食育などの推進について、市民や地域の行動指針と行政施策の方向性を示し推進している。もう一つの柱である

区長制度の見直しと予算配分に対する 市の考え方について 予算配分の根拠について

問

区長制度の見直しの予算配分に対する市の考え方について

答 総務部長

市では、320ある行政区の区長報酬の基本額の3万円を2万5千円に、世帯割の800

円を支える環境づくりのため、総合計画において各分野の活動を推進し、市民と行政が一体となって安心と安全が確立された健康な都市づくりを進める。

問 健康都市かさま関連事業で、25・27年度の協働のまちづくり推進事業や地域ポイント制度の予算、目標指数が横ばいあるいは減少しているのはなぜか。

答 市長公室長

財政は相当厳しく、現在は合併後の特例的な交付税等が措置されているが、特例期間が終了すれば相当の歳入減になる。すべての事業で現状を維持するのは困難で、予算、目標数値にメリハリをつけることはできないが、毎年ローリングをしているので、26年度からの計画策定では事業の取捨選択をする中で配慮していく。

なる。また、各行政区に事務連絡交付金として1世帯当たり千円を交付、約2千300万円を予算化した。

問 笠間市行政区検討委員会では区の適正戸数が30から200戸という基準を出しているが、行政としては戸数適正化のため何をやったのか。また、戸数の見直しされないまま報酬の改定だけに終わるのではないか。世帯の少ない行政区をつぶすような改定には異議を唱える。

答 総務部長

小規模行政区の統合については、長年の歴史や地域的特性等があり、合理的見地からのみ区の規模を判断して統合を進めるべきではないと認識している。来年4月から2地区の区の統合申請があった。今後とも区長会と連携を取り、できるだけ多くの区が適正規模の行政区になるよう進めていきたい。

問 地域の基盤・住民自治の強化には、区長制度が必要不可欠であり行政が適切な指導をすべきである。区統合の難しさ

< 区長報酬比較表 >

世帯数(戸)	世帯割額(円)	基本額(円)	合計(円)	差額(円)
10	8,000	30,000	38,000	▲ 3,000
	10,000	25,000	35,000	
25	20,000	30,000	50,000	0
	25,000	25,000	50,000	
100	80,000	30,000	110,000	15,000
	100,000	25,000	125,000	
300	240,000	30,000	270,000	55,000
	300,000	25,000	325,000	
500	400,000	30,000	430,000	95,000
	500,000	25,000	525,000	

○上段=改定前、下段=改定後
世帯割額…現行(世帯数×800円)、改定後(世帯数×1,000円)
基本額…現行(30,000円)、改定後(25,000円)
○平成25年4月1日から実施予定

を歴史や文化の成り立ちに求めるなら、なぜ検討委員会をつくったのか。

答 総務部長

行政が一定の基準で強引に区の統合を進めるのは無理がある。地域の住民の理解を得ながら、区長と相談しながら進める。

答 市長

区長制度は合併前の3市町それぞれに違いがあった。検討委員会は制度の課題を見直し、行政と区の連携強化を議論するために立ち上げた。現在の区は各々歴史的背景があるのは当然だが、それを乗り越え、区の適正規模化に取り組む。



野口 圓議員

小・中学校におけるいじめについて

自立した、自尊心を持った子どもの育成を

問

①4月～9月に行われたいじめアンケート調査で、いじめ件数が全国的には昨年度の2倍になっているが、茨城県では大幅に減少している理由。②文部科学省の方向性では、小さないじめを発見・解消することに重点が置かれているが、逆

行しているのではない。③アンケートは全国一律同文か。④アンケートで、いじめが存在する・しないの判断基準は示されたか。⑤アンケート内容は開示できるか。⑥いじめの実態・形態をどう考えるか。

⑦いじめの実態は教員間で共通認識になっているか。⑧いじめの存在を確認した場合、学校を上げて取り組んでいるか。⑨過去の校内暴力と現在のいじめはどうか関係しているか。⑩自由な遊び空間をなくしたことといじめはどうか関係しているか。⑪個

答

教育長

性豊かな人の育成をどう実現するか。⑫いじめの原因。⑬いじめはいじめのほうか100%悪いと生徒に伝えているか。⑭自殺まで追い込まれた経緯をどう認識しているか。⑮いじめによる自殺は地域を問わず全国的に起きたことをどう考えるか。⑯いじめに遭って自殺する子としない子の違いは何であると考えるか。⑰自殺防止対策。⑱どうすればいじめは根絶できるか。

①②茨城県のいじめの認知件数は、平成21年度が2284件、22年度が2669件、23年度が2277件、24年度の4～9月は2234件だった。全国的に24年度に件数がふえたのはより詳しい調査をしたからで、通年では茨城県でも昨年度を上回ると予想する。③アンケート項目は全国同一。④いじめの判断は国が示した調査項目に基づいて実施している。⑤アンケートはすべて開示できる。⑥国は、いじめを心理的・物理的な攻撃により、被害者に精神的苦痛を与えることと定義している。いじめの形態としては言葉による誹謗中傷、身体的攻撃、金品強要、ネットいじめ等がある。⑦⑧「いじめの早期発見のためのチェックポイント」を使用して、全職員で共通理解のもとに取り組

み、校長のリーダーシップのもとに学校全体で解消にあたると。⑨暴力、金銭要求は犯罪であり、暴力行為には毅然とした態度で対応する。⑩子どもたちを取り巻く環境が激変し、トラブルや困難を自分で乗り越えられる経験やコミュニケーション能力の不足が生じていると考える。⑪生徒の能力に応じて個に応じた指導をするために複数教員による授業に取り組んでいる。⑫異質なもの攻撃し、排除しようとする心は世界共通で、他人との差異を認める心を持てればいじめはなくなると考える。⑬いじめはいじめのほうが悪い、いじめは決して許される行為ではないと指導している。⑭自殺に追い込まれる前に、小さな変化やSOSのサインを見逃さず、学校、家庭、社会、大人が早期に対応するべく教員は強く意識するよう指導している。⑮いじめによる自殺には地域差はない。どの学校でも起こり得る問題ととらえている。⑯⑰周囲に支えてくれる人や相談相手、声をかけてくれる人の有無、児童生徒の相談スキルが自殺防止に重要だと考える。自殺予防教育指導マニュアル「かがやき」を活用し、命の大切さを実感させる教育プログラムを実施している。⑱いじめの根絶は難しい

が、苦しみを乗り越えられるしなやかな児童生徒の育成に尽力する。

問

小学校教員・武藤啓司氏

は「児童全体の集団身体化が集団いじめの根底にある」と分析するが、これについて教育長の見解を伺う。いじめが過激化した場合、登校拒否という選択肢はあるか。いじめている側の子どもたちの心を治す方法はあるか。

答

教育長

個人的には武藤啓司氏の分析と基本的に異なる見解を持つている。今の子どもたちは、無理難題を押しつけられたタレントの失態を皆で笑

いものにするバラエティー番組を小さいころから見慣れている。これも今のいじめの構造に酷似している。また、教育課程もふえたことで、子どもたちは群れて遊ぶよりも在校時間が長くなり、保護者もそれをよしとするところがある。いじめがひどい場合は、一時避難所として適応指導教室に通えるよ

いじめの認知件数等の調査

う市も設置している。いじめる側の子どもには、自尊心を高めてやること、最も大切だと考える。

問

自立した自分自身になるため

には、心の内に自尊感情の核となる「隣人」、どんなことがあっても受けとめてくれる人をつくることであり、大人が子どもたちの受けとめ手になり得たときにいじめは終わると考えるが、教育長の感想を請う。

答

教育長

同感である。子どもたち同士が隣人になり合うことも大切であり、教員がまず隣人になるよう努力していきたい。

平成 24 年度行政評価外部評価の結果について

事務事業や予算の見直しにどう活かされるのか



石松俊雄 議員

「デマンド交通システム運行事業」について

土日運行の拡大と業者への燃料高騰対策を図るべき

市長公室長

外部評価の意見である「経費の削減」に関しては、予約システムの更新に伴い、運行計画自動生成機能を有しサーバーをクラウド化したシステムに変更し、ランニングコストを約520万円縮減する。「利用者拡大を図ること」に関しては、新たな利用拡大やイメージアップを図るため、親しみやすい愛称を検討していく。「市民ニーズを的確に把握し土日の運行を拡大すること」に関しては、バス・タクシー事業者等の共存共栄を大前提としていること、約2600万円の経費が発生し費用対効果の面から土日運行は考えていない。なお市民ニーズの把握については、利用者アンケートを行う予定である。

今年度の外部評価で、「改善し、継続」となった「デマンド交通システム運行事業」、「廃止」となった「一人暮らし高齢者見守り3事業」について、事務事業や予算の見直しにどのように反映されるのかうかがう。

市長公室長

土日について他市町村等を調査したところ、それほど利用がないという実態がある。さらに運営上非常に大きな経費がかかることも考慮しなくてはならない。燃料高騰に関しては、委託料の中にガソリン代を含めて積算しているし、一時的なものでもあるので値上げする考えはない。

市長公室長

土日のニーズについて把握すべきではないか。地方公共交通会議で決めているからでないではなく、市民のニーズがあればやるというのが行政ではないか。地方公共交通会議の中で民間事業の圧迫について気にしているが、燃料高騰という切実な問題にはなぜ応えようとしていないのか。

市長公室長

今後利用者のニーズのアンケート調査等は行つが、土日の運行については難しい。燃料費についても現在の委託料の中でお願ひしていきたい。

「独り暮らし高齢者見守り3事業の廃止について」

これまで通りの事業の継続と予算を確保

福祉部長

「ひと暮らし」高齢者見守り3事業

業」の「愛の定期便事業」は、安否確認等の体制は地域の協力なくしては実現できないので、民生委員や近隣住民の協力を得て「地域ケアシステム」を活用した「在宅ケアチーム」を再構築して見守り体制を整えていきたい。さらに市内の事業所と見守り協定を締結するなど「見守りネットワーク」の強化を図る。その体制が整った時点で事業継続の必要性及び経費などについて検討していきたい。「緊急通報システム事業」は、現在のシステムが老朽化しているため安否確認や健康相談等を付帯した新たなシステム導入について検討を進めていきたい。平成25年度から「地域包括ケアシステムネットワーク」の設置をめざし、在宅ケアを中心とする見守り体制の構築や保健・医療・福祉の連携体制を確立するため、現在関係機関と調整を進めている。「配食サービス事業」は、合併前の旧3地区で方法や回数などに差があるので、内容の見直しを社協と検討していきたい。この事業は、安否確認というよりは孤独感の解消や健康の増進などの色合いが濃く、多くのボランティアが関わっていることから、人との触れ合いを重視するボランティアの育成を図りながら継続していきたい。

福祉部長

いへべきではないか。また200円が負担できなくて利用していない人もいのではないか。そういう人の実態把握や対応できる事業も必要ではないか」という意見も出されているが、どう考えているのか。

福祉部長

県内の各自治体を見ると業者が弁当を配布するだけというところもあるが、「心の触れ合い」というのも大変重要なので、現在のやり方を継続していきたい。200円の負担ができない方の問題については、事業主体である社協と検討していきたい。

「配食サービス事業」の予算は、項目・費目は代わっても前年度と同額が保障されるのか。回数を増やすとか、民間業者との「コラボレーション」なども社協に任せようとするのではなく、行政として検討していへべきではないか。

福祉部長

今までは「配食サービス事業補助金」という名称で社協に出していたが、「ボランティアセンター事業」の方に直しながら、これまでとほぼ同程度度のものと考えていく。ボランティアの方々にお願いしている関係上、回数についてはかなり限定的だと認識している。もともと行政が主体でやってきたものが社協の事業になったという経過もあるので、社協と一緒に検討させていきたい。

福祉部長

「ひと暮らし」高齢者見守り3事業

「ひと暮らし」高齢者見守り3事業



大関久義 議員

笠間市のし尿処理の体制と実施状況について

合併後の笠間市の、し尿処理料金の統一性を

問 ①各家庭から徴収する、し尿処理料金はどのような体制で実施されているか。②笠間地区と友部・岩間地区との、し尿料金の違いについて。③各家庭から徴収する浄化槽の汚泥くみ取り処理の料金について。④笠間地区と友部・岩間地区の浄化槽汚泥処理料金の違い。⑤筑北環境衛生組合（以下、筑北環境と記す）と茨城地方広域環境事務組合（以下、茨城広域と記す）に搬入する際の料金設定の根拠。⑥地区ごとの許可業者の数。⑦水洗化率。⑧処理施設

答 市民生活部長

①各家庭から徴収する、し尿処理の基本料金は1ℓ当たり、笠間地区は10円、友部・岩間地区は15円。②地区により料金、許可業者、し尿・汚泥の搬入先が違つ。③④笠間地区が搬入す

る筑北環境は、10 kg当たり3円60銭、友部・岩間地区が搬入する茨城広域は、2千ℓ未満の小型車1台当たり315円、2千ℓ以上、4千ℓ未満の普通車1台当たり525円、4千ℓ以上の大型車は1台当たり1050円となっており、10 kg当たりで換算すると平均で1円80銭となる。⑤市の委託でなく、許可事業者の営利活動のため、事業者が地域のバランスを勘案し、自らが料金を設定している。⑥笠間地区1社、友部地区2社、岩間地区1社の計4社を許可している。⑦平成23年度末のデータで、公共下水道と農業集落排水に接続しているのは3万1915人、水洗化率は40・3％。⑧筑北環境の処理施設は昭和61年に稼働を開始し、1日の最大処理能力は約1000ℓで、笠間市、桜川市から1日平均79ℓが搬入されている。茨城広域は昭和56年から稼働、1日の最大処理能力は約1000ℓで、笠間・水戸・小美玉の各市と茨城町から1日平均97ℓが搬入されている。

問 ①②③④基本料金の答弁は実態と異なっている。茨城広域は、し尿が8.5円、浄化槽の汚泥処理が13・15円、筑北環境は、し尿が7円、浄化槽汚泥は10円で、笠間地区のほうが安いはずだが、実際はそうならない

と聞く。市が事業許可を与えているのだから、単価の統一をするよう、市が指導すべきではないか。⑤処理場への搬入料金を1ℓ当たりで比較すると、茨城広域は150円、筑北環境は360円で、筑北環境のほうが2倍以上高く設定されているが、搬入料金の根拠は何か。市の負担金も筑北環境のほうが713万円多いのはなぜか。環境組合の構成自治体の見直しをすべきではないか。⑥笠間地区の許可業者は1社だけなので、処理場への搬入量は、3社ある友部・岩間地区の業者の1社平均の2・42倍ある。なぜ笠間地区だけ許可業者が1社限定なのか。新たな申請がなされれば許可すべきではないか。ストックヤードの設置目的と法的に問題ないのか。⑨2処理施設の今後について。⑩公共下水道と、し尿のミックス処理は可能か。浄化センター友部と浄化センター岩間の処理能力と現在の流入量を伺つ。

答 市民生活部長

①②③④市は業の許可に係る権限のため、料金設定の指導を行なうことは考えてない。著しく差異が生じると判断される際は、許可業者と協議し料金見直しをお願いすることも必要と考える。⑤両組合とも県内の処理料金と地域性などを勘案し

決定した。組合の搬入料金は、筑北環境のほうが高く設定されていたが、負担金を処理単価から見ると、大きな開きはなかったが、平成23年度は1600円の開きが出ていたので、今後の動向を見ていく。構成自治体の見直しは検討していないが、加入脱退を注視していきたい。⑥合併前から2業者に許可していたが、その後1業者が廃業した際に、笠間地区の人口減少や下水道の普及で、今後は、1業者で対応可能と判断し、新規参入は認めない考え。ストックヤードは積みかえて集約し、効率化を図るためであり、法令上問題はない。⑧各組合の議会でも市民の意見も反映されるが、処理施設が老朽化等で廃止になった場合のことは今後検討を要すると考える。

答 上下水道部長

⑨浄化センター友部は家庭からの雑排水を処理する施設として設計され、し尿の処理能力はないため、ミックス処理は考えていない。浄化センター友部の処理能力は1日1万5100m³、流入量は1万2450m³、浄化センター岩間の処理能力は2640m³、流入量は1336m³。

問 平成11年に友部と岩間は廃棄物の減量及び処理に関する条例が運用されたが、笠間も同様

になつていたので、合併後の条例ではどう運用されているのか、設定の仕方に違いがあるのではないか。

答 市民生活部長

旧友部と旧岩間では条例により、し尿汲み取りの料金が定められており、旧笠間市では尿及び浄化槽の汚泥汲み取りの条例での、料金設定はなかった。処理施設に持ち込む搬入料金は、それぞれの料金設定の過程を尊重している。し尿及び浄化槽汚泥の処理については今後も現行どおり対応し、各組合や構成自治体の動向などを察していく。



茨城地方広域環境事務組合



筑北環境衛生組合

「鳥獣被害防止特措法」一部改正について

鳥獣被害対策実施隊の設置を



飯田正憲議員

問

①平成24年3月に鳥獣被害防止特措法が一部改正された。市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置した場合の具体的なメリットとデメリット、実施隊の身分について伺う。②笠間市として実施隊を設置する意向はあるか。③激減する猟友会会員の継続・育成対策について伺う。

答 産業経済部長

①メリットは実施隊員には狩猟税の二分の一免除、非常勤公務員となることによる公務災害の適用、ライフル銃の所持許可の特例、猟銃所持許可更新時の技能講習免除などの優遇措置、活動経費の8割が特別交付税で措置がされる。デメリットは捕獲期間の6割以上は出席しなければなら

ない、市の特別招集に応じなければならぬなど、隊員の活動が制限されること。隊員は市長から任命・指名され、非常勤公務員として条例で職務、報酬、公務災害補償措置が位置づけられる。②実施隊の設置を進めていきたいが、隊員に対するデメリットや条例改正等の手続きもあるため、猟友会会員と十分に話し合いをしながら、設置に向けて検討する。

答 市民生活部長

③狩猟者の高齢化や法改正による規制強化により、茨城県猟友会（平成20年度3818名→現在2935名）、茨城県猟友会笠間支部（平成20年度123名→現在106名）とも会員数が減少している。狩猟者減少の対策として、県では、年3回の猟銃免許試験のうち、日曜日に2回実施、県猟友会による試験前の予備講習会の開催、PR活動を実施しているが、減少傾向は止まらない。市としては、農業被害の削減と生活環境の保全のためにも、有害鳥獣捕獲隊に対する支援を充実させ、継続・

育成の一助として努める。

問 実施隊を設置するなら、県内で一番先にやってほしいし、

猟友会会員をふやすことは全国的な課題なので、よい方法があればお願いしたい。

答 産業経済部長

実施隊は、隊員に対してメリットもあるので、25年度中に設置する方向で進めたい。

答 市長

猟友会の鳥獣害駆除努力には、大変感謝しているが、会員増強については、なかなか良い案がなかなかない。市町村単位ではなく、国の法改正の中で対応していくことも必要と考える。市としては鳥獣捕獲隊への



イノシシを侵入させないための電気柵

支援を今後もしっかりと行いたい。

要望 ハクビシンの捕獲数が、平成23年度4匹から平成24年度29匹と、この1年で激増している。

対策なども猟友会にお願いしていきたい。また、猟友会笠間支部長より、イノシシによる農林作物の被害も増加しているのに対して、狩猟人口が激減しているため、有害鳥獣捕獲隊の士気高揚、身分保障など実施隊設置の提案書が届いている。平成24年2月現在、有害鳥獣捕獲実施隊の設置は、全国47都道府県中、32道府県、未設置は茨城県を含む15都府県であり、実施隊が結成されれば、市、隊員の双方にメリットがある。笠間市の国有林で有害鳥獣捕獲を実施予定箇所の地図を作成するよう要望する。



捕獲隊による有害鳥獣捕獲



総務委員会 視察報告

期 日 平成 24 年 10 月 30 日～ 11 月 1 日

視察内容

- ・竹バイオマス資源の利活用について
- ・エコアイランドなおしまプランについて
- ・豊島廃棄物等処理事業について
- ・家プロジェクトについて



視察先のひとつ香川県香川郡直島町の「エコアイランドなおしまプラン」について研修を行いました。

この事業は、平成 14 年 3 月に経済産業省、環境省からエコタウン事業の承認を受け「自然・文化・環境の調和したまちづくり」をコンセプトとし独創性、先駆性をもった事業としてスタートしました。

事業の内容は、製錬施設を利用するリサイクル事業（ハード事業）として民間資金を活用し、循環資源回収事業として有価金属リサイクル施設等の整備を行い、また県の資金による関連施設豊島廃棄物等中間処理施設を有し、環境調和型まちづくり（ソフト事業）として普及啓発・情報提供事業・ごみの減量化・リサイクルの推進・環境教育・環境学習のフィールドづくり・エコツアーの誘致等様々な事業を行い、今後は、より一層環境への負荷の少ない循環型社会へ向け推進していくという事でした。

今回の研修を踏まえ、当市でも今後リサイクルの推進により資源の有効活用するなど、天然資源の消費抑制等の仕組みづくりが必要不可欠であると感じました。

研修議員 委員長：蛸澤 幸一 委 員：畑岡 洋二 委 員：藤枝 浩
委 員：横倉 きん 委 員：柴沼 広

産業経済委員会 視察報告

期 日 平成 24 年 11 月 6 日～ 7 日

視察内容 「京都市の観光行政について」



11 月 6 日、7 日の 1 泊 2 日で京都市の観光行政を研修して参りました。先進地域である京都市が行政としてどのようなサポートをしているのかを研修しました。

プロモーションの主役は、あくまで民間事業者であり、行政は黒子としての役割を遂行するとのことでした。まず、市内は全面禁煙、町内ゴミひとつ落ちていません。景観を重視して建物の高さを規制、市街地全域でデザイン規制、屋外看板電飾看板など禁止されています。市の中心部を少し離れると山並みが現れます。春の桜、秋の紅葉、川並みも人が散策して水面を楽しめるように工夫されています。

観光客の客層の調査も徹底しており、海外八ヶ所に情報拠点を設けているそうです。

市としての取り組みもさることながら、市民の意識の高さと誇りが伝わってきました。

観光の要も、市民力であり、市民の市に対する誇りや愛着であると思いました。

研修議員 委員長：野口 圓 副委員長：飯田 正憲 委 員：橋本 良一
委 員：鹿志村清一 委 員：海老澤 勝 委 員：町田 征久

※ 研修議員につきましては、前委員会の委員構成となります。

平成 25 年第 1 回笠間市議会定例会会期日程（案）

	月 日	曜日	時 間	会 議	議 事
①	3月1日	金	午前 10 時	本会議	開会、会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
②	2 日	土		休 会	
③	3 日	日		休 会	
④	4 日	月	午前 10 時	本会議	議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託
⑤	5 日	火		休 会	常任委員会（総務・土木建設）
⑥	6 日	水		休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
⑦	7 日	木		休 会	予算特別委員会（第 1 日）
⑧	8 日	金		休 会	予算特別委員会（第 2 日）
⑨	9 日	土		休 会	
⑩	10 日	日		休 会	
⑪	11 日	月		休 会	予算特別委員会（第 3 日）
⑫	12 日	火		休 会	議事整理
⑬	13 日	水	午前 10 時	本会議	一般質問
⑭	14 日	木	午前 10 時	本会議	一般質問
⑮	15 日	金	午前 10 時	本会議	一般質問
⑯	16 日	土		休 会	
⑰	17 日	日		休 会	
⑱	18 日	月	午前 10 時	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会

議会を傍聴してみませんか

市議会とはなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいかがでしうか。

■議会傍聴の手続き

本会議開催当日に、市役所 3 階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。

■第 1 回定例会

次回の定例会は、左記の日程で 3 月 1 日から開催する予定です。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

■請願・陳情書の作成、提出方法

①請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、左記の書式例を参考に、件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名、電話番号を記入し、笠間市議会議長あてに提出してください。

②請願書には、紹介議員の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。

■請願・陳情の取扱い

持参いただいた請願・陳情については、本会議に提出し審議を行い、採択・不採択の結論を出します。ただし、郵送された陳情については、議員配布のみとし、議員活動の参考にします。

●請願（陳情）書式例●

年 月 日

笠間市議会議長様

請願（陳情）者

住所〇〇〇〇

氏名〇〇〇〇

電話番号〇〇〇〇

紹介議員〇〇〇〇

〇〇〇に関する請願書（陳情書）

請願（陳情）の趣旨

請願（陳情）事項

議会日誌

■11月
14日～15日
議会運営委員会
行政視察

21日
全員協議会
27日
議会運営委員会

4日～18日
第4回定例会
6日
議会運営委員会
10日
総務委員会

11日
文教厚生委員会
産業経済委員会
17日
議会運営委員会
18日
全員協議会

■平成25年1月
8日
議会だより
編集委員会
15日
議会運営委員会
21日
全員協議会
30日
議会だより
編集委員会



新しき年を迎えて—千支は「巳」—



賀詞交歓会にて

元日の三が日は快晴に恵まれ、笠間市内各所で新年恒例の行事が厳かに華やかに開催されました。

笠間地域に残る多くの神社仏閣の信仰と祭式の伝承は、国際化が進むほど重要になると思います。

今年も、笠間市内で成人式が執り行われましたが、成人式を迎えられた新成人の方々は、地域経済や発展に関心を持たれると共に地域の担い手として、大きな期待と責任を感じられていることと思います。

市内各所での、東日本大震災の爪痕も改善されつつあり、地域防災の要となる消防の出初式も行われ、公共施設の復旧工事も進み、千支の「巳年」にふさわしい、「かさま」の復活と再生を願わずにはいられません。

(鹿志村 清一)



成人式の会場にて



耐震補強及び災害復旧工事が進む友部公民館

編集後記

東日本大震災から2年。今年の千支は巳年。巳は、冬眠から覚め地上に這い出す姿を現しているそうです。蛇は、脱皮をすることから「復活と再生」を連想させ、恩を忘れず、助けてくれた人に恩返しをするといわれています。

笠間の自然の中で生きてゆく私達。東日本大震災被災者の多くの方々に対して、「お互い様」の心で助け合って行きたいと思っています。

社会経済では、外交防衛問題があり、デフレ経済は、少子高齢社会を大きく揺さぶり、産業社会の大きな変革が迫られています。地域への定住化対策、産業の活性化、社会保障・保健福祉費用の負担の増大、雇用の活性化など課題は多岐にわたります。

編集委員会では、活発な議論を展開し、「議会だより」がわかりやすい身近なものとなるよう編集に努め活動してまいります。

議会だより編集委員会

(鹿志村 清一)

委員長	鹿志村 清一
副委員長	畑岡 洋二
委員	橋本 良一
委員	鈴木 貞夫
委員	西山 猛
委員	町田 征久